

社会保障に関する日本国とスウェーデン王国との間の協定

日本国政府及びスウェーデン王国（以下「スウェーデン」という。）政府は、社会保障の分野における相互の関係を規律することを希望して、次のとおり協定した。

第一部 総則

第一条 定義

1 この協定の適用上、

- (a) 「一方の締約国」及び「他方の締約国」とは、文脈により、日本国又はスウェーデンをいう。
- (b) 「国民」とは、次の者をいう。
 - 日本国については、日本国の国籍に関する法律にいう日本国民
 - スウェーデンについては、スウェーデンの国籍に関する法律にいうスウェーデン国民
- (c) 「法令」とは、次のものをいう。

日本国については、次条1(a)に掲げる日本国の年金制度に関する日本国の法律及び規則
スウェーデンについては、次条1(b)に掲げる事項に関するスウェーデンの法律及び規則
「権限のある当局」とは、次のものをいう。

(d) 日本国については、次条1(a)に掲げる日本国の年金制度を管轄する政府機関
スウェーデンについては、スウェーデン政府又はスウェーデン政府が指定する当局
「実施機関」とは、次のものをいう。

(e) 日本国については、次条1(a)に掲げる日本国の年金制度の実施に責任を有する保険機関（その連合組織を含む。）

(f) スウェーデンについては、次条1(b)に掲げる事項に関する法令の実施に責任を有する当局
「保険期間」とは、次の期間をいう。

日本国については、日本国の法令による保険料納付期間及び給付を受ける権利の確立に際し当該法令に基づいて考慮されるその他の期間。ただし、社会保障に関する他の協定であつてこの協定と同種のものにより、当該法令による給付を受ける権利を確立するために考慮することとされた期間は、含めな

い。

スウェーデンについては、スウェーデンの法令による給付を受ける権利の取得のために用いられる保険料納付期間、保険期間又は居住期間

(g) 「給付」とは、一方の締約国の法令による年金その他の現金給付をいう。

2 この協定の適用上、この協定において定義されていない用語は、適用される法令において与えられている意味を有するものとする。

第二条 この協定の適用範囲

1 この協定は、

(a) 日本国については、次の日本国との年金制度について適用する。ただし、この協定の適用上、国民年金には、老齢福祉年金その他の福祉的目的のため経過的又は補完的に支給される年金であつて、専ら又は主として国庫を財源として支給されるものを含めない。

- (i) 国民年金（国民年金基金を除く。）
- (ii) 厚生年金保険（厚生年金基金を除く。）

(b) スウェーデンについては、次の事項に関する法令について適用する。

- (i) 疾病補償及び活動補償
- (ii) 所得に基づく老齢年金及び保証年金
- (iii) 遺族年金及び遺児手当
- (iv) (i)から(iii)までに掲げる事項に関する法令に係る社会保障の保険料

2 この協定は、両締約国の法令の全ての改正についても適用する。ただし、その改正の前に当該法令により規律され、又は実施されていた制度の範囲が、当該改正により実質的に変更されない場合に限る。

第三条 この協定の適用を受ける者

この協定は、一方の締約国の法令の適用を受けており、又は受けたことがある者及びこれらの者に由来する権利を有するその他の者について適用する。

第四条 待遇の平等

この協定に別段の定めがある場合を除くほか、前条に規定する者であつて一方の締約国の領域内に通常居住するものは、当該一方の締約国の適用に際し、当該一方の締約国の国民と同等の待遇を受ける。た

だし、この規定は、日本国の領域外に通常居住することに基づいて日本国民に対して認められる合算対象期間に関する日本国の法令の規定の適用を妨げるものではない。

第五条 海外への給付の支払

1 この協定に別段の定めがある場合を除くほか、一方の締約国の領域外に通常居住することのみを理由として給付を受ける権利の取得又は給付の支払を制限する当該一方の締約国の法令の規定は、他方の締約国の領域内に通常居住する者については、適用しない。ただし、

(a) 日本国については、この1の規定は、初診日又は死亡日において六十歳以上六十五歳未満であった者に関する障害基礎年金又は遺族基礎年金を受ける権利の取得のために日本国に通常居住していることを要件として定めた日本国の法令の規定に影響を及ぼすものではない。

(b) スウェーデンについては、この1の規定は、次の給付については、適用しない。

- (i) 保証補償としての疾病補償又は保証補償としての活動補償
- (ii) 保証年金及び遺児手当

2 一方の締約国の法令による給付であって、他方の締約国の法令の適用を受けており、又は受けたことが

ある者及びこれらの者に由来する権利を有するその他の者に対して支給されるものは、これらの者が第三国の領域内に通常居住する場合には、当該第三国の領域内に通常居住する当該一方の締約国の国民に対して支給する場合と同一の条件で支給する。

第二部 適用法令に関する規定

第六条 一般規定

この協定に別段の定めがある場合を除くほか、一方の締約国の領域内で被用者又は自営業者として就労する者については、その被用者又は自営業者としての就労に関し、当該一方の締約国の法令のみを適用する。

第七条 特別規定

1 一方の締約国の法令に基づく制度に入りし、かつ、当該一方の締約国の領域内に事業所を有する雇用者に当該領域内で雇用されている者が、当該雇用者のため他方の締約国の領域内で就労するために当該雇用者により当該一方の締約国の領域又は第三国の領域から派遣される場合には、その派遣の期間が五年を超えるものと見込まれることを条件として、その被用者が当該一方の締約国の領域内で就労しているものとみなして当該一方の締約国の法令のみを引き続き適用する。この1に規定する派遣には、一方の締約国

の領域内の雇用者により他方の締約国の領域内の関連する雇用者に派遣される者の場合を含む。

2 一方の締約国の法令に基づく制度に加入し、かつ、当該一方の締約国の領域内で自営業者として通常就労する者が、他方の締約国の領域内で自営業者として一時的に就労する場合には、当該他方の締約国の領域内における自営活動の期間が五年を超えるものと見込まれないことを条件として、その者が当該一方の締約国の領域内で就労しているものとみなして当該一方の締約国の法令のみを引き続き適用する。

第八条 海上航行船舶又は航空機において就労する被用者

1 いづれか一方の締約国の旗を掲げる海上航行船舶において被用者として就労する者については、その就労に関し、当該者の雇用者の所在する締約国の法令のみを適用する。

2 國際運輸に従事する航空機において被用者として就労する者については、その就労に関し、当該者の雇用者の所在する締約国の法令のみを適用する。

第九条 外交使節団の構成員、領事機関の構成員及び公務員

1 この協定は、千九百六十一年四月十八日の外交関係に関するウイーン条約又は千九百六十三年四月二十四日の領事関係に関するウイーン条約の規定の適用を妨げるものではない。

2(a)

1の規定に従うことを条件として、日本国 の公務員又は日本国 の法令において公務員として取り扱わ
れる者がスウェーデンの領域内で就労するために派遣される場合には、その就労に関し、これらの者が
日本国 の領域内で就労しているものとみなして日本国 の法令のみを適用する。

(b)

1の規定に従うこと を条件として、スウェーデン政府に雇用される者がその雇用の一環として日本国
の領域内で就労するために派遣される場合には、その就労に関し、当該者がスウェーデンの領域内で就
労しているものとみなしてスウェーデンの法令のみを適用する。

第十条 第六条から前条までの規定の例外

両締約国 の権限のある当局又は実施機関は、被用者及び雇用者の申請又は自営業者の申請に基づき、特定
の者又は特定の範囲の者の利益のため、これらの特定の者又は特定の範囲の者にいづれか一方の締約国 の法
令が適用されることを条件として、第六条から前条までの規定の例外を認めることについて合意することが
できる。

第十一條 就労する者に同行する配偶者及び子

1(a) 日本国 の領域内で就労する者であつて、第七条、第九条2(b)又は前条の規定によりスウェーデンの法

令の適用を受けるものに同行する配偶者又は十八歳未満の子については、日本国領域内で自ら被用者又は自営業者として就労する場合を除くほか、スウェーデンの法令を適用する。

(b) 日本国の領域内で就労する者であつて、第七条、第九条2(b)又は前条の規定によりスウェーデンの法令の適用を受けるものに同行する配偶者又は子については、社会保障に関する協定の実施に関する日本国法令に定める要件を満たすことを条件として、第二条1(a)(i)に規定する日本国年金制度に関する日本国法令の適用を免除する。ただし、当該配偶者又は子が別段の申出を行う場合には、この(b)の規定は、適用しない。

2 スウェーデンの領域内で就労する者であつて、第七条、第九条2(a)又は前条の規定により日本国法令の適用を受けるものに同行する配偶者又は子については、スウェーデンの領域内で自ら被用者又は自営業者として就労する場合を除くほか、スウェーデンの法令は、適用しない。

第十二条 強制加入

第六条から第八条まで、第九条2及び前条の規定は、各締約国の法令における強制加入についてのみ適用する。

第三部 紿付に関する規定

第一章 共通規定

第十三条 通算

一方の締約国の実施機関は、当該一方の締約国の法令による給付を受ける権利の取得のための要件を満たすために十分な保険期間を有しない者について、当該給付を受ける権利を確立するため、当該一方の締約国の法令による保険期間と重複しない限りにおいて、他方の締約国の法令による保険期間を考慮する。ただし、当該他方の締約国の法令による保険期間を考慮するに当たっては、当該他方の締約国の領域内に居住したことのみに基づき当該他方の締約国の法令により付与される保険期間は、考慮しない。

第二章 日本国の給付に関する規定

第十四条 通算に関する特別規定

- 1 前条の規定は、死亡又は脱退を理由とする第一条1(a)に掲げる日本国の中の年金制度の下での一時金については、適用しない。
- 2 前条の規定の適用に当たっては、スウェーデンの法令による保険期間は、厚生年金保険の保険期間及び

これに対応する国民年金の保険期間として考慮する。

3 前条の規定の適用に当たっては、日本国の実施機関は、各暦年について、スウェーデンの法令による一年の保険期間（スウェーデンの実施機関により証明されたものに限る。）ごとに十二箇月の保険期間を付与する。日本国の実施機関により付与される保険期間には、日本国の法令により保険期間として既に算入された月を含めない。この3の規定により付与される保険期間の月数及び日本国の法令により保険期間として既に算入された月数の総数は、一暦年について十二を超えない。

第十五条 障害給付及び遺族給付に関する特別規定

日本国の法令が、障害給付又は遺族給付（死亡を理由とする第二条1(a)に掲げる日本国の年金制度の下での一時金を除く。以下この条において同じ。）を受ける権利の確立のために初診日又は死亡日が特定の保険期間中にあることを要件として定めている場合において、初診日又は死亡日がスウェーデンの法令による保険期間中にあるときは、これらの給付を受ける権利の確立に当たり、当該要件は、満たされたものとみなす。ただし、国民年金の下での障害給付又は遺族給付を受ける権利がこの条の規定を適用せずとも確立される場合には、この条の規定は、厚生年金保険の下での同一の保険事故に基づく障害給付又は遺族給付を受け

る権利の確立に当たっては、適用しない。

第十六条 紹付の額の計算

- 1　日本国の実施機関は、第十三条又は前条の規定の適用により日本国の紹付を受ける権利が確立される場合には、2から4までの規定に従うことと条件として、日本国の法令に従つて当該紹付の額を計算する。
- 2　障害基礎年金その他の保険期間にかかわらず一定額が支給される紹付に関しては、当該紹付を受けるための要件が第十三条又は前条の規定の適用により満たされる場合には、支給される当該紹付の額は、当該紹付が支給される年金制度における保険料納付期間及び保険料免除期間並びにスウェーデンの法令による保険期間を合算した期間に対する当該保険料納付期間及び保険料免除期間を合算した期間の比率に基づいて計算する。
- 3　厚生年金保険の下での障害紹付及び遺族紹付（厚生年金保険における保険期間が日本国の法令上定められた期間に満たない場合に支給されるものであつて、支給される紹付の額が当該定められた期間に基づいて計算されるものに限る。）に関しては、これらの紹付を受けるための要件が第十三条又は前条の規定の適用により満たされる場合には、支給される当該紹付の額は、厚生年金保険における保険期間及びス

ウェーデンの法令による保険期間を合算した期間に対する当該厚生年金保険における保険期間の比率に基づいて計算する。ただし、当該合算した期間が当該定められた期間を超える場合には、当該合算した期間は、当該定められた期間と同一の期間とする。

4 老齢厚生年金の一部である配偶者加給その他の給付であつて、厚生年金保険における保険期間が日本国の法令上定められた期間に等しい場合又はこれを超える場合に一定額が支給されるものに関しては、当該給付を受けるための要件が第十三条の規定の適用により満たされる場合には、支給される当該給付の額は、当該定められた期間に対する厚生年金保険における保険期間の比率に基づいて計算する。

第三章 スウェーデンの給付に関する規定

第十七条 通算に関する特別規定

1 第十三条の規定は、スウェーデンにおける三年の居住という基本的な要件であつて、保証年金、保証補償としての疾病補償及び保証補償としての活動補償の給付を受ける権利を取得するためのものについては、適用しない。

2 疾病補償又は活動補償を受ける権利を確立するに当たっては、日本国の法令に基づく制度への加入は、

スウェーデンの法令に基づく制度への加入とみなす。

3 第十三条の規定の適用に当たつては、スウェーデンの実施機関は、日本国による十二箇月の保険期間（日本国の実施機関により証明されたものに限る。）ごとに一年の保険期間を付与する。スウェーデンの実施機関により付与される保険期間には、スウェーデンの法令により保険期間として既に算入された期間を含めない。

4 両締約国の法令による保険期間であつて第十三条の規定に定めるところにより通算されたものに基づいてスウェーデンの法令による給付を受ける権利を有しない者については、当該給付を受ける権利は、当該保険期間及びスウェーデンが第三国との間で当該者について保険期間の通算を規定する社会保障協定又は社会保障に関する同等の調整のための文書に拘束される場合には、当該第三国の法令による保険期間を通算して決定する。

第十八条 給付の額の計算

1 第十三条又は前条4の規定により支給される付加年金としての所得に基づく年金の額を計算するに当たつては、スウェーデンの法令による保険期間のみを考慮する。

- 2 所得比例の疾病補償及び所得比例の活動補償の額を計算するに当たっては、スウェーデンの法令が適用された期間における所得のみを考慮する。

第四部 雜則

第十九条 行政上の協力

- 1 両締約国の権限のある当局は、

- (a) この協定の実施のために必要な行政上の措置（統計の交換を含む。）について合意する。
- (b) この協定の実施のために連絡機関を指定する。
- (c) 自国の法令の変更（この協定の実施に影響を及ぼすものに限る。）に関する全ての情報をできる限り速やかに相互に通報する。

- 2 両締約国の権限のある当局及び実施機関は、それぞれの権限の範囲内で、この協定の実施のために必要な援助を提供する。この援助は、無償で行う。

第二十条 手数料及び認証

- 1 一方の締約国の法令その他関連する法律及び規則において、当該一方の締約国の法令の適用に際して提

- 出すべき文書に係る行政上又は領事事務上の手数料の免除又は軽減が規定されている場合には、これらの規定は、この協定及び他方の締約国の法令の適用に際して提出すべき文書についても、適用する。
- 2 この協定及び一方の締約国の法令の適用に際して提出される文書については、外交機関又は領事機関による認証その他これに類する手続を要しない。

第二十一条 使用言語

- 1 この協定の実施に際し、両締約国のある当局及び実施機関は、相互に、及び関係者（その居住地を問わない。）に対して、日本語、スウェーデン語又は英語により、直接に連絡することができる。
- 2 この協定の実施に際し、一方の締約国のある当局及び実施機関は、日本語、スウェーデン語又は英語で作成されていることを理由として申請書その他の文書の受理を拒否してはならない。

第二十二条 情報の伝達及び秘密性

- 1 一方の締約国のある当局又は実施機関は、当該一方の締約国の法令の下で収集された個人に関する情報（この協定の実施のために必要なものに限る。）を当該一方の締約国の法律及び規則に従つて他方の締約国のある当局又は実施機関に伝達する。当該他方の締約国の法律及び規則により必要とされ

ない限り、当該情報については、この協定を実施する目的のためにのみ使用する。

2 一方の締約国の権限のある当局又は実施機関は、他方の締約国の権限のある当局又は実施機関の要請がある場合には、当該一方の締約国の法令の下で収集された個人に関する情報であつて1に規定する情報以外のもの（当該他方の締約国の法令の実施のために必要なものに限る。）を当該一方の締約国の法令その他関連する法律及び規則に従つて当該他方の締約国の権限のある当局又は実施機関に伝達することができる。当該他方の締約国の法律及び規則により必要とされない限り、当該情報については、当該他方の締約国の法令を実施する目的のためにのみ使用する。

3 1及び2の規定に従つて行われる情報の伝達に関し、個人に関する情報は、各締約国それぞれの法令その他関連する法律及び規則並びに次の規定により保護される。

(a) 伝達側の権限のある当局又は実施機関は、伝達される個人に関する情報が正確であり、及び伝達の目的に照らして必要な範囲に限定されていることを確保する。不正確な情報又は伝達することが伝達側の国の法令その他関連する法律及び規則に合致しない情報が伝達されたことが明らかになつた場合には、伝達側の権限のある当局又は実施機関は、受領側の権限のある当局又は実施機関に対して直ちにこの事

実を通報する。この場合には、受領側の権限のある当局又は実施機関は、直ちに当該情報を訂正し、又は廃棄する。

(b)

伝達側の権限のある当局又は実施機関及び受領側の権限のある当局又は実施機関の双方は、個人に関する情報を許可されていない又は不法なアクセス、変更又は開示から効果的に保護する。

(c)

本人の請求がある場合には、

(i) 受領側の権限のある当局又は実施機関は、受領側の国の法令その他関連する法律及び規則に合致しない方法で取り扱われた情報の使用を停止し、又は当該情報を廃棄し、伝達側の権限のある当局又は

実施機関に対して直ちにその使用の停止又はその廃棄を通報する。

(ii) 伝達側の権限のある当局又は実施機関は、自らが取り扱った不正確な情報を訂正し、受領側の権限

のある当局又は実施機関に対して直ちにその訂正を通報する。

第二十三条 申請、不服申立て及び申告の提出

1 一方の締約国の法令に基づく文書による給付の申請、不服申立てその他申告が他方の締約国の法令に基づく類似の申請、不服申立てその他申告を受理する権限を有する当該他方の締約国のある当局又は

実施機関に提出された場合には、当該給付の申請、不服申立てその他申告については、その提出の日に当該一方の締約国の権限のある当局又は実施機関に提出されたものとみなすものとし、当該一方の締約国の手続及び法令に従つて取り扱う。

2 一方の締約国の権限のある当局又は実施機関は、1の規定に従つて提出された給付の申請、不服申立てその他申告を遅滞なく他方の締約国の権限のある当局又は実施機関に伝達する。

第二十四条 納付の支払

1 この協定に基づく給付の支払は、いずれの締約国の通貨によつても行うことができる。

2 いずれか一方の締約国が外國為替取引又は海外送金を制限する措置を実施する場合には、両締約国政府は、この協定に基づく当該一方の締約国による給付の支払を確保するために必要な措置について、直ちに協議する。

第二十五条 意見の相違の解決

1 この協定の解釈又は適用についての意見の相違は、両締約国の実施機関、権限のある当局又は関係当局による協議により解決する。

2 1の規定により意見の相違を解決することができない場合には、当該意見の相違は、いずれか一方の締約国の要請により、次の方針によつて個々の事案ごとに設置される仲裁裁判所に決定のため付託される。

- (a) 各締約国は、一方の締約国が他方の締約国に対し仲裁の要請を外交上の経路を通じて通告した日の後六十日以内に各一人の仲裁人を任命する。この二人の仲裁人は、第三の仲裁人を仲裁裁判所の裁判長として任命することに合意する。当該第三の仲裁人は、いずれの締約国の国民であつてもならず、また、当該各一人の仲裁人を任命した締約国の中のうちいかれか遅い方の任命を行つた締約国が他方の締約国に対して当該任命を通告した日の後三十日以内に、任命されなければならない。
- (b) (a)に規定する各々の期間内に、いずれか一方の締約国が仲裁人を任命することができない場合又は裁判長について両締約国が任命した仲裁人が合意しない場合には、いずれの締約国も、国際司法裁判所長に対し、必要な任命を行うことを要請することができる。同所長がいずれか一方の締約国の国民である場合又は同所長が他の理由により任命を行うことができない場合には、国際司法裁判所次長（同次長が同様に任命を行うことができない場合には、任命を行うことができる国際司法裁判所の最も上席の裁判官）に対して任命を行うよう要請することができる。

3 仲裁裁判所の決定は、両締約国に対し最終的なかつ拘束力のあるものとし、投票の過半数による議決で行う。

4 仲裁裁判所が別段の決定を行う場合を除くほか、

- (a) 各締約国は、自國が任命した仲裁人に係る費用及び自國が仲裁に参加する費用を負担する。
- (b) 裁判長に係る費用その他の経費は、両締約国の間で折半して負担する。

5 仲裁裁判所は、その手続規則を定める。

第二十六条 見出し

この協定中の部、章及び条の見出しほは、引用上の便宜のためにのみ付されたものであつて、この協定の解釈に影響を及ぼすものではない。

第五部 経過規定及び最終規定

第二十七条 経過規定

- 1 この協定は、その効力発生前に給付を受ける権利を確立させるものではない。
- 2 この協定の実施に当たつては、この協定の効力発生前の保険期間及び他の法的に関連する事実について

も、考慮する。

3 この協定の適用の結果として、受給者に対し、この協定の効力発生前に権利が確立された給付の額を減額してはならない。

4 第七条の規定の適用に当たっては、この協定が効力を生ずる時まで一方の締約国の領域内で就労していた者であつて他方の締約国の法令の適用を受けていたものについては、同条に規定する派遣の期間又は自営活動の期間は、この協定の効力発生の日に開始したものとみなす。

5 この協定の効力発生前に行われた決定は、この協定により確立されるいかなる権利にも影響を及ぼすものではない。

6 この協定の効力発生前に決定された申請については、関係者の要請がある場合には、この協定に従つて再検討する。

第二十八条 効力発生

この協定は、両締約国が、この協定の効力発生に必要なそれぞれの憲法上の要件が満たされた旨を相互に通告する外交上の公文を交換した月の後三箇月目の月の初日に効力を生ずる。

第二十九条 有効期間及び終了

1 この協定は、無期限に効力を有する。いずれの締約国も、外交上の経路を通じて他方の締約国に対し書面によりこの協定の終了の通告を行うことができる。この場合には、この協定は、終了の通告が行われた月の後十二箇月目の月の末日まで効力を有する。

2 この協定が1の規定に従つて終了する場合には、この協定に基づいて取得した給付を受ける権利及び当該給付の支払に関する権利は、維持される。

以上の証拠として、下名は、各自の政府から正当に委任を受けてこの協定に署名した。

二千十九年四月十一日にストックホルムで、ひとしく正文である日本語、スウェーデン語及び英語により本書二通を作成した。解釈に相違がある場合には、英語の本文による。

日本国政府のために

廣木 重之

スウェーデン政府のために

アンニカ・ストランドヘル